

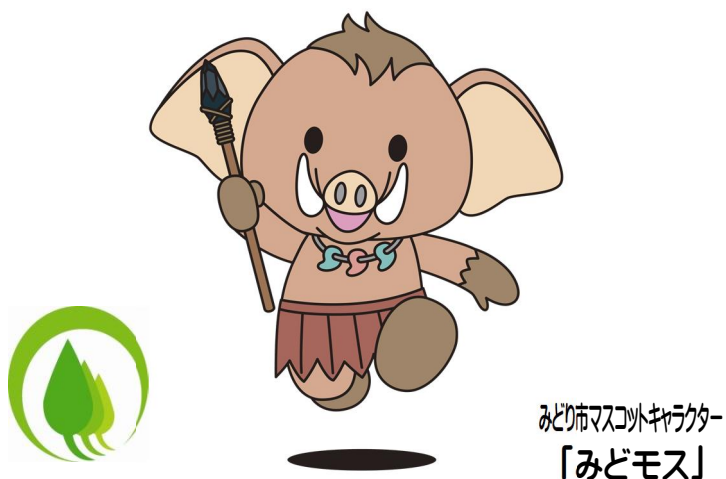
みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金

【令和 7 年度募集案内】

市内事業者の皆様の「商品開発」「販路拡大」を支援

【受付期間】令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

※予算が無くなり次第終了



令和 7 年 4 月 1 日

みどり市 産業観光部 商工課

1. 事業趣旨

地場産業の振興及び地場産品の販路拡大を図るため、「商品開発事業」及び「販路拡大事業」を実施する市内事業者の皆様に対して、補助金を交付するもの。

2. 補助対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で市税等の未納がないもの

(1) 市内に主たる事業所、工場等を有する中小企業者等で下記の要件を満たす者

◇市内で1年以上の事業実績があること（事業実績における業種は問いません）

◇市内で製造業、小売業、飲食業のいずれかを営んでいること

製造業：日本標準産業分類における大分類「E-製造業」に該当する者

小売業：日本産業標準分類における大分類「I-卸売業、小売業」のうち、

中分類 56(各種商品小売業)

中分類 57(織物・衣服・身の回り品小売業)

中分類 58(飲食料品小売業)

中分類 59(機械器具小売業)

中分類 60(その他の小売業)

中分類 61(無店舗小売業)

飲食業：日本産業標準分類における大分類「M-宿泊業、飲食サービス業」のうち、

中分類 76(飲食店)

中分類 77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

(2) みどり市認証商品「よりどりみどり」認証事業者

※主たる事業所、工場等

複数の事業所や工場等がある場合は、以下のいずれかに該当すること。

- ・本社機能を有する事業所、工場等であること
- ・中小企業者等が構える拠点のうち、最も従業員数が多い事業所、工場等であること

※中小企業者等

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び団体をいう。

[定義]

業種分類	従業員数
製造業・飲食業	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
小売業	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

3. 補助対象事業

【商品開発事業】

[1] 新商品開発事業	自社技術等を利用し、新たに商品を開発する事業 ※主に、事業者において新規性・独自性があるもの	(対象外事例) ・ 組み合わせを変えたセット商品 ・ 飲食業者等の一般的なメニューの追加 → 商品自体に新規性がないため
[2] 商品改良事業	既存商品をより優れたものにするため、商品を改良する事業 ※主に、新たな機能・性能等の追加を伴うもの	(対象外事例) ・ 衣服等のデザイン変更 ・ 商品の名称や大きさ等の変更 → 商品自体に機能の変更を伴わないため
[3] パッケージ改良事業	既存商品をより優れたものにするため、パッケージデザインを改良する事業 ※主に、デザイン変更を伴うもの	(対象外事例) ・ バーコード、印字内容等を変更する。 ・ 包装紙の質を変更する。 → デザインの変更を伴わないため
[4] 指定商品創出事業 【新規】	市が指定するテーマにのっとった商品を開発する事業 ※上記[1][2][3]のどの事業内容も対象	(令和7年度指定商品) 「岩宿遺跡」又は「東町の花桃」に関連する商品

※[4] 指定商品創業事業については、申請前に事前にご相談ください。

【販路拡大事業】

[5] 出展事業	展示会等に出展する事業
[6] ホームページ事業	ホームページの開設又は改良する事業
[7] EC サイト事業	自社型 EC サイトの構築及びモール型 EC サイトに出店する事業

※展示会等

自社製品等の新たな取引先の開拓を目的とした、県内外で開催される展示会、見本市又は商談会をいう。この場合、オンライン展示会は含まれるが、一般消費者向けの販売を目的としたものは除く。

※自社型 EC サイト

自社でドメインを取得し、自ら製作・構築、運営等を行うサイトのこと。

※モール型 EC サイト

複数のショップ (EC サイト) が集まる、インターネット上のショッピングサイトのこと。

★補助対象に該当するかが不明な場合は、申請前にご相談ください★

4. 補助対象経費

- ・補助対象となる経費は下記のとおりです。(消費税は除く)

※見積書や請求書等に消費税額が明確にされていない場合、税込額を 1.1 で割った値(小数点以下切り上げ)を補助対象経費とします。

- ・補助金の交付を希望される場合は、事業着手前に申請を行う必要があります。

※事前着手に当たる例(補助対象外)

- ・交付決定前に契約を締結し、原材料の納品を受ける。
- ・交付決定前にデザイン料を支払った。

※事前着手に当たらない例

- ・事業費を算定するための見積書徴収。
- ・出展事業において、申し込み手続きを進めること。ただし、支払いは交付決定後に行う。

- ・交付決定前に支払った経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

ただし、年度の早い時期に実施する出展事業において、交付決定前に支払った経費も補助対象となる可能性がありますので、その場合は事前にご相談ください。

- ・商品開発事業及び販路拡大事業ともに、備品(取得価格 10 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上のもの)を購入するための経費は補助対象外です。

【商品開発事業】

	補助対象経費
[1] 新商品開発事業	1. 商品の研究及び試作に要する経費(専門家謝金、委託費等)
[2] 商品改良事業	2. 試作品の原材料購入に要する経費
	3. デザイン設計等に要する経費
[3] パッケージ改良事業	4. 容器包装の試作に要する経費
	5. その他市長が必要と認める経費
[4] 指定商品創出事業	【対象とならない経費】
	・量産品に要する経費、試作の範囲を超えるもの経費 (量産品に使用する原材料、容器包装等)

【販路拡大事業】

	補助対象経費
[5] 出展事業	1. 出展料（年会費が発生する場合は初年度のみ対象） 2. 装飾に要する経費 3. 広告に要する経費（出展に伴うポスター、チラシ、パンフレット制作費） ※想定来場者数に相当する範囲に限る 4. 交通費及び宿泊に要する経費（公共交通機関、高速料金、駐車場代） ※必要最低限の台数に限る ※前泊費は出展準備等のため必要と認められる場合に限る 5. 電気器具、ガス器具、水道設備の借上げ等に要する経費 6. 光熱水費 7. 商品の運搬に要する経費 8. その他市長が必要と認める経費 【対象とならない経費】 ・売上代金に応じて発生する費用 ・名刺制作費 ・タクシー代、ガソリン代 ・市内事業所最寄りの駅、インターチェンジ（IC）等から出展会場までの交通費を超える費用 （例）栃木県会場の展示会出展に前橋 IC から高速道路を利用する場合 →前橋 IC～太田藪塚 IC の交通費は対象外 ・朝食付き、温泉入浴付き宿泊プランにおける朝食料金、入浴料相当分 ・出展最終日の宿泊費
[6] ホームページ事業	1. ホームページの開設又は改良に要する経費（ホームページの作成ソフト・テキストの購入費、ドメイン取得料等） 2. デザイン設計及び商品画像撮影等に係る委託費 3. その他市長が必要と認める経費 【対象とならない経費】 ・サーバー代等の月額費用 ・維持管理に伴う月額費用（更新料、保守管理費等） ・パソコン、カメラ等の機械購入費
[7] EC サイト事業	1. 自社型 EC サイトを新たに立ち上げるための初期費用（システム構築費、EC サイトの作成ソフト・テキストの購入費、ドメイン取得料等） 2. モール型 EC サイトに出展するための初期費用（登録費用等） 3. デザイン設計及び商品画像撮影等に係る委託費 4. その他市長が必要と認める経費

	【対象とならない経費】 ・ システム手数料、販売手数料など売上代金に応じて発生する費用 ・ 維持管理に伴う月額費用（更新料、保守管理費等） ・ パソコン、カメラ等の機械購入費
--	--

5. 補助率・補助限度額

区分		「よりどりみどり」認証事業者		その他補助対象事業者	
		補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
商品開発事業	[1]新商品開発事業	2/3 以内	20 万円	1/2 以内	20 万円
	[2]商品改良事業				
	[3]パッケージ改良事業	10 万円		10 万円	
	[4]指定商品創出事業	4/5 以内	30 万円	4/5 以内	30 万円
販路拡大事業	[5]出展事業	2/3 以内	30 万円	1/2 以内	30 万円
	[6]ホームページ事業				
	[7]EC サイト事業				

※補助金額については千円単位とします。（端数切り捨て）

6. 補助回数

- ・ 商品開発事業（新商品開発、商品改良、パッケージ改良事業、指定商品創出事業）は同一年度内にいずれか 1 回限り。
- ・ 販路拡大事業（出展、ホームページ、EC サイト事業）は補助限度額の 30 万円に達するまで次のとおり申請を行うことができる。
 - ◇出展事業：同一年度内に複数回可能
 - ◇ホームページ事業：1 回限り（過去にホームページ事業で補助金の交付を受けている場合は補助対象外）
 - ◇EC サイト事業：同一年度内に 1 回限り
- ・ 商品開発事業と販路拡大事業は併用申請可能とする。

（例）・同一年度内に「新商品開発事業」で 20 万円、「出展事業」で 30 万円を申請→ 可

 - ・同一年度内に「出展事業」で 20 万円、「EC サイト事業」で 10 万円を申請→ 可
 - ・同一年度内に「出展事業」を 5 回（合計 30 万円）申請→ 可
 - ・同一年度内に「商品改良事業」で 10 万円、「パッケージ改良事業」で 10 万円を申請→ 不可
 - ・過去に本補助金を活用しホームページを開設し、同ホームページの改良を行うため再度申請→ 不可

7. 申請手続

下記の申請書類を商工課（大間々庁舎）までご提出ください。

申請書類の提出方法は「持参」又は「郵送」とします。

	申請書類一覧
(1)	みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付申請書
(2)	履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）（写し可）（発行後3か月以内のもの）
(3)	直近の決算書（法人）又は確定申告書（個人）の写し
(4)	市税の未納がないことの証明書（写し可）（発行後3か月以内のもの）
(5)	補助対象事業の内容が分かる書類（見積書、商品開発計画書、展示会パンフレット等）
(6)	その他（会社案内パンフレット（事業内容がわかるもの）、補助事業の参考となる資料等）

※その他に、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

※提出された申請書類は返却いたしません。控えが必要な場合はあらかじめご準備ください。

8. 審査・交付決定

申請書類等の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付決定通知書により申請者宛に通知します。（交付決定までに1週間程度要する場合があります。）

9. 変更・中止申請

- ・事業に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに事業変更(中止)申請書を提出してください。
ただし、補助対象経費の減額のみでかつ補助事業の目的及び実施方法等の変更を伴わない場合は不要です。
- ・事業の変更及び中止に伴い発生した経費（キャンセル料等）は補助対象外となります。
- ・事業が中止となった場合、交付決定後に支払った経費であっても補助対象外となります。（出展事業の場合、主催者側の判断により中止となった場合も同様）

（事業変更申請書が必要な例）

- ・出展事業の交付決定を受けている者で、別の展示会に出展する場合
- ・対象経費が増額となり補助金額の増額を希望する場合
- ・対象経費の項目に変更（追加）がある場合

※いずれの場合も変更対象経費の支払い前に事業変更申請書を提出してください。変更交付決定前に支払った変更対象経費は補助対象外となります。

10. 変更交付決定

変更又は中止の申請書類等の内容を審査し、変更交付決定通知書により申請者宛に通知します。（変更交付決定までに1週間程度要する場合があります。）

11. 実績報告

令和8年3月31日（火）までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

	実績報告書類一覧
(1)	みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金実績報告書
(2)	事業の成果物又は事業を実施したことを証明する写真 ※出展事業においては、会場全体や出展ブース等、客観的に出展したことがわかる複数枚の写真
(3)	領収書等の支払証明書（交通費については提出不要）
(4)	交通費については移動手段とその詳細をまとめた一覧（交通費報告書）
(5)	その他

12. 交付決定の取り消し又は補助金の返還

次の場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合があります。

◇偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき

◇補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から3年以内に、市外に主たる事業所、工場等を移転したとき

◇その他市長が不相当と認めたとき

13. その他

- ・ 交付の決定を受けた者は、市が行う本補助金に係る調査等に対して、ご協力をお願いします。
- ・ 予算の範囲内で補助金を交付します。交付決定額が予算に達した時点で申請の受付を中止することがあります。

14. 問い合わせ先

みどり市 産業観光部 商工課 （大間々庁舎）

みどり市大間々町大間々1511 番地

TEL:0277-76-1938 FAX:0277-76-9049 Mail:shoko@city.midori.lg.jp

受付時間：平日 8:30～17:15